

# 一人で悩まず気軽に相談を!

# 消費生活センターだより No.37

浦安市消費生活センター  
〒279-8501 浦安市猫実1-1-1  
TEL. 047-390-0086  
FAX. 047-390-6521

## どのような相談ができるの?

商品の購入やサービスの提供などで生じる契約トラブルや、商品の品質や性能についての苦情や問い合わせに対応します。相談は無料です。

## 誰でも相談できるの?

市内在住のみなさんからの相談に応じます。

## 具体的に何をしてくれるの?

まず、相談員が相談内容を詳しく聞き取ります。内容によって、消費者が事業者と自主交渉するための「助言」や「情報提供」を行います。消費者と事業者の交渉力に格差があると判断すれば、相談員が間に入って話し合いの調整を行います。また、専門家の支援が必要な場合は適切な機関を紹介します。

## 事業者の信用性について教えてもらえますか?

特定の事業者の信用性については情報提供していませんが、被害に遭わないためのアドバイスをしています。

## 相談内容は外部に漏れないの?

相談員には守秘義務があり、個人情報を含め相談内容が外部に漏れることはありません。



★消費生活センターは様々な消費者問題に関する被害を未然に防止するため、消費者教育講座や出前講座なども行っています。

詳しくは、消費生活センターまでご連絡ください。(☎047-390-0086)

浦安市消費生活センター 浦安市役所10階

相談専用電話：047-390-0030

相談日：月～金（祝日及び振替休日、年末年始を除く）

相談時間：午前10時～午後4時

## 見守り新鮮情報

SNSで知り合った**アメリカの軍医**だという男性からメールをもらうようになった。退役したら**伴侶を得たい**と言われ心を許してしまった。**お金**と金塊を送るので

### 受け取って

**ほしい**と言われたので了承し、保険と送料で**1500ドル**必要だと言われ**送金**した。その後、空港で止められたので通すためにクリアランス料が必要だと何度も言われ、**200万円**振り込んでしまった。(70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

## 恋愛感情や親切心につけ込む「国際ロマンス詐欺」に注意

### ひとこと助言



- インターネットで知り合った外国人と連絡を取り合ううちに送金を迫られる「国際ロマンス詐欺」に関する相談が寄せられています。面識のない人から荷物やお金等を送りたいと言われても、安易に受け取る約束をしないようにしましょう。
- 荷物やお金等を受け取るための手数料等を求められても、絶対に支払ってはいけません。支払ってしまうと返金を受けるのは極めて困難です。
- 本人が恋愛感情や親切心を利用されていると認識していない場合もあり、周囲のサポートが重要です。本人の話をよく聞き、冷静に対応しましょう。
- 不安に思ったら、送金をする前に、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

# 食品ロスを減らしましょう

まだ食べられるのに廃棄される食品のことを「食品ロス」といいます。日本では、年間612万トン\*の食品ロスが発生し、このうち284万トンは家庭から発生しています。食品ロスを国民一人当たりで換算すると、お茶わん1杯分(132g)の食べ物が毎日捨てられている計算になります。もったいないと思いませんか？

\*農林水産及び環境省「平成29年度推計」参考：農林水産省「食品ロス量(平成29年度推計値)」環境省「我が国の食品廃棄物及び食品ロスの発生量の推計値(平成29年度)」

## 家庭での食品ロス削減

「必要な量だけ購入」して「食べきる」ことが削減のポイントです。

### 買物

- 買物の前に冷蔵庫内をチェックする
- 買物は使う分だけ
- 手前に陳列されている食品をチョイス



### 保存

- 最適な保存場所に
- ローリングストック  
(期限の長い食品を奥に、近い食品を手前に)



### 調理

- 残っている食材から使う
- 食べきれぬ量を作る
- 食材を上手に食べきる



### 「消費期限」と「賞味期限」を理解する

#### 消費期限

「食べても安全な期限」

#### 賞味期限

「おいしく食べることができる期限」です。賞味期限が過ぎてもすぐに廃棄せず自分で食べられるかを判断することも大切です。

### 消費者教育講座

#### 「ストップ!食品ロス」～捨てずに活かす暮らしのススメ～

11月18日(水)に富岡公民館において、食品ロス削減アドバイザー・冷蔵庫収納家の福田かずみ氏を講師に招き、消費者教育講座を開催しました。

毎日利用する冷蔵庫の収納を上手に行うことで、料理時間の短縮、材料の廃棄・食費のムダを抑えられ、毎日の生活にゆとりが生まれます。参加者からも「とても参考になった。実践したい。」という声もあり、生活に欠かせない冷蔵庫の収納を学ぶことで、食品ロスの削減について考えることができました。



# 消費者トラブル

## こんな時どうする？



### 1回だけ試すつもりが、翌月も送られてきた健康食品

**Q** インターネットの通信販売で健康食品を購入しました。割引価格だったので、1回だけ試すつもりで注文したところ、同じ商品が翌月も送られてきました。広告を確認すると「3回以上の定期購入が条件」と書かれていました。解約・返品できるでしょうか？

**A** インターネット通販をはじめ通信販売は、クーリング・オフの適用にはなりません。健康食品などの通信販売で、定期購入が条件となっており、その期間は解約ができない契約が増えています。購入前には、ホームページの広告表示や最終確認画面を見て、契約条件や解約・返品特約をよく確認しましょう。

### 海外から身に覚えのない荷物が届いた

**Q** 宛先に私の名前と住所が記載された身に覚えのない荷物が、ポストに入っていました。送り主は海外の事業者のようです。どうしたらよいのでしょうか？

**A** 新型コロナウイルス感染症に便乗した身に覚えのない商品の送り付けにご注意ください。海外からの荷物が届いても慌てずに、まずは届いた荷物に本当に心当たりがないか確認しましょう。荷物をまだ開封していない場合には、受取拒否ができるか配達業者に相談してください。安易に海外へ返送することは避け、14日間(事業者の商品の引き取りを請求したときは、請求の日から7日間)保管することが望ましいでしょう。

### 入会金を要する「楽して稼げる副業」への勧誘に注意

**Q** 新型コロナウイルス感染症の影響で、アルバイトができない時に、友人から「副業で稼がないか。」と誘われ、友人の知り合いと3人でカフェで会い、その人が属する組織への入会を勧められた。「入会すれば、投資取引やネット転売等で楽に稼げる。入会金は10万円だ。」と言われたが、お金がないと言うと、学生ローンで借りるように指示された。お金を借り入会金を支払ったが、契約書は受け取っていない。

会のミーティングに参加すると、国の新型コロナウイルス対策である「持続化給付金」を個人事業主だと偽って申請するように言われた。また、友人を誘うと紹介料で数万円もらえるので、誰かを紹介するように言われ不信感が高まった。解約・返金して欲しい。

**A** 楽して稼げる話をうのみにして、その場で契約することは危険です。いったん持ち帰って家族などの身近な人に相談するなど、慎重に検討しましょう。また、虚偽の申告により「持続化給付金」を詐取することは、刑事上の「詐欺」に該当します。このような違法行為に加担してはいけません。きっぱり断りましょう。

